

## 第4章 基本目標と事業の展開

---



## 第4章 基本目標と事業の展開

### 基本目標1 就学前の親子への支援の充実

#### 1 親と子の健康づくりに向けた支援

##### 【現状と課題】

- 乳幼児期は生涯を通じた健康づくりに重要な時期であり、心と体の健康がその基盤となることから、親と子が健やかに過ごすことが必要です。
- 市では、子どもの疾病や発達の遅れを早期に発見し、健全な育成を図ることを目的に乳幼児健康診査を実施しているほか、子育ての不安・悩み、心身の発達の心配や健康等について、保育士・保健師等が、電話又は面接・訪問等により相談に応じています。
- 発達に不安のある乳幼児と保護者に対しては、継続的に健全な発育、発達を促すための援助を行っているほか、子どもの健やかな発育・発達や保護者の育児不安の軽減を図るための相談事業を実施しています。
- 平成25年度に実施したアンケート調査では、「病気や発育・発達」「食事や栄養」などで悩みを抱えている就学前児童の保護者が2～3割あり、子どもの健康や育児不安の解消を図っていく必要があります。
- 周産期から乳児期の支援としては、妊婦を対象とした栄養指導・歯科指導、妊婦とそのパートナーを対象とした妊婦教室、両親学級、乳児の月齢にあわせた離乳食の指導を行っています。また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）では、乳児のいるすべての家庭への訪問と支援を目標に取り組んでいます。
- 母子の健康づくりを目標にした住民自身による活動として、市内の6地区に愛育班が組織され、各愛育班には担当保健師が配置されているほか、母子保健活動の推進を図るため5つの団地<sup>※1</sup>に母子保健推進員が配属されています。
- 小児医療に関しては、子どもが突発的な事故や病気のとくに、適切な医療を受けることができるように関係機関と連携し、救急医療体制の整備に取り組んでいます。
- 働く女性の増加と初婚年齢の上昇に伴い、ストレスや高齢出産に対する不安等をかかえる妊婦が増加していることから、妊婦健康診査の受診率向上を図るとともに、不妊・不育に関する相談窓口等の情報提供の充実を図っていく必要があります。

<sup>※1</sup> 根貝戸団地、原市団地、尾山台団地、西上尾第一団地、西上尾第二団地（現在、西上尾第一団地の母子保健推進員の活動が休止となっています。）

- 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実を図ることが必要です。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点等の整備について検討していく必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 乳幼児健康診査・相談等の充実

- 4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査及び発達クリニック、予防接種事業を実施し、乳幼児の発育・発達の支援、疾病予防を図ります。
- 子育ての不安・悩み、心身の発達の心配や健康等について、育児・発達相談、親子教室により相談に応じます。
- 東保健センターを中心とした各地区での乳幼児健康相談、子育て支援センターで実施している相談業務の充実を図ります。
- 乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障害の早期発見に努めるとともに、相談・情報提供体制の充実を図ります。

## 主な取組・事業

- ☆乳幼児健康診査
- ☆発達クリニック
- ☆予防接種
- ☆育児・発達相談
- ☆親子教室の充実
- ☆子育て支援センターでの育児相談事業
- ☆乳幼児健康相談（にこにこ相談会、すくすく計測会）
- ☆10か月児健康相談
- ☆ことばとこころの相談



## (2) 訪問指導・育児教室等の充実

- 妊娠・出産・育児に関する母子保健サービスの情報提供と妊産婦・乳幼児の保健管理の向上を図るために母子健康手帳を交付します。
- 妊産婦並びに新生児の健康の保持及び異常の早期発見を図るための訪問指導、訪問による保健指導が必要な場合の乳幼児訪問指導、未熟児に対する訪問指導を実施します。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）などにより把握した、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。
- 市内・市外の産科医療機関と連携し、周産期の段階から支援が必要な家庭への訪問を行い、早期の育児不安等を軽減し虐待の予防を図ります。
- 妊婦教室・両親学級や育児教室、多胎児のつどいを実施し、安心して子育てできるよう支援します。
- 妊婦教室（2日目）と両親学級では、パートナーの育児参加を促進するために、妊婦とそのパートナーで参加できるプログラムにします。

### 主な取組・事業

- ☆母子健康手帳の交付
- ☆妊産婦・新生児訪問指導
- ☆乳幼児訪問指導
- ☆未熟児訪問指導
- ★乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ★養育支援訪問事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆周産期からの虐待予防強化事業
- ☆周産期虐待予防連絡会議の開催
- ☆妊婦教室・両親学級
- ☆育児教室
- ☆ふたご・みつごのつどい

★は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業を指す。(以下、同様)

## (3) 妊娠期・乳幼児期の食育・歯の健康づくり

- 歯科健診(1歳6か月健診等)を受けた就学前の幼児で希望者にフッ素塗布を実施します。
- 妊婦や乳幼児健康診査の対象者、6～9か月児と保護者などに対する食に関する学習機会や離乳食の指導などを行います。
- 妊婦や乳幼児健康診査・10か月児健康相談の対象者、保護者などに対し、歯に関する学習機会を提供します。

### 主な取組・事業

- ☆フッ素塗布の実施
- ☆「食」に関する学習機会の充実（妊婦教室、4か月健診、育児教室、離乳食教室(初期)・(後期)、親子料理教室、3歳児健診)
- ☆「歯」に関する学習機会の充実（妊婦教室、10か月児健康相談、1歳6か月児健診）

#### （４）小児医療・小児救急医療の充実

- 近隣市町と連携しながら小児救急医療体制の整備を図ります。
- 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように、小児医療を実施している病院等の把握と、診療可能な機関に関する情報提供を充実します。
- 休日や夜間の急患の方に、応急的な診療を行います。

### 主な取組・事業

- ☆小児救急医療体制の整備
- ☆小児医療の充実
- ☆平日夜間診療及び休日急患の診療

#### （５）妊婦・女性の健康支援

- 安心して妊娠・出産・育児ができるように支援します。
- 妊婦健康診査の受診率向上を図ります。
- 職場等で健康診査を受診する機会のない20～39歳を対象とした健康診査を実施します。
- 妊娠を希望しているにもかかわらず、不妊治療を受けざるを得ない家庭に対し、助成を行います。
- 不育症に関する相談窓口の情報提供を行います。

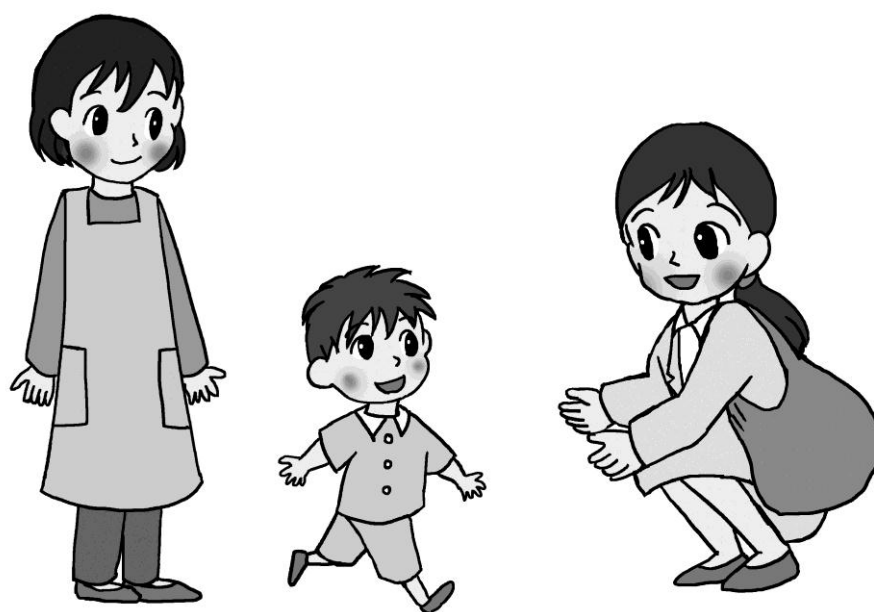
### 主な取組・事業

- ☆妊娠届アンケートの実施、面接・電話等での相談
- ☆妊娠届出時に母子保健サービスの情報提供
- ★妊婦健康診査《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆20～30歳代ヘルスチェック（本事業は男性も対象とする）
- ☆子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症健診など
- ☆不妊治療費助成事業
- ☆不育症相談窓口等に関する情報提供

## 2 教育・保育事業の推進

### 【現状と課題】

- 平成 27 年 4 月から始まる子ども・子育て支援新制度では、就学前児童に対する学校教育や保育の給付が共通化されます。
- これまで就学前の施設としては、幼稚園と保育所（園）の 2 つが多く利用されてきましたが、新制度では、これらの幼稚園と保育所（園）に加え、両方の良さを併せ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくことが求められています。  
《新制度に基づく具体的な内容については、第 5 章の「量の見込みと確保方策」に記載》
- 平成 26 年 4 月現在、市内には、幼稚園が 22 園（私立 21 園、市立 1 園）、保育所（園）が 32 園（私立 16 園、市立 16 園）あり、約 7,000 人の園児が在籍しているほか、市内には 16 の家庭保育室（契約定員数約 400 人）があります。
- 平成 25 年度実施のアンケート調査で、今後利用したい施設やサービスは、「幼稚園」が 6 割以上、次いで「認可保育所（園）」や「幼稚園の預かり保育」が 3 割を超えています。そのなかで、保育所（園）については待機児童が存在していることから、「認定こども園」も含め、引き続きニーズに応じた受け入れ体制の確保を図っていく必要があります。
- 保育所（園）では、多様な保育サービスの充実を図るとともに、来所者の子育てに関する様々な相談に保育士が対応しているほか、電話相談を実施しています。



## 【施策の方向】

### (1) 就学前の教育・保育の充実

- 保育ニーズへの対応や待機児童の解消に向けて、必要に応じ保育所（園）や認定こども園の整備、拡充を図ります。
- 幼稚園、保育所（園）、地域型保育事業等への支援、幼稚園就園のための経済的支援を行います。
- 幼稚園・保育所（園）・小学校との連携・交流により、幼児教育の一層の振興を図ります。

#### 主な取組・事業

- ★通常保育事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ★幼稚園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業等への支援  
《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆私立幼稚園就園の補助
- ☆幼児教育の振興
- ☆保育所（園）における食育の充実

### (2) 多様な保育サービスの充実

- 多様な保育ニーズに対応し、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児の一時預かりを実施します。
- 保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に対応した延長保育の実施を検討します。
- 保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価機関による評価を行うとともに、保育士の資質向上と保育サービスの向上を図ります。

#### 主な取組・事業

- ★延長保育事業（時間外保育事業）《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ★一時預かり事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆休日保育事業
- ★病児・病後児保育事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆保育所第三者評価事業
- ☆電話育児相談（市立保育所）



### 3 地域における子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の結びつきが希薄化していく中で、子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域による子育て家庭への関わりが求められています。
- 地域子育て支援拠点は、子育て支援センターや保育園などに設置（平成26年4月現在12か所）され、親子が気軽に交流できる場の提供や、子育て情報の提供及び子育てに関する相談、援助を行っています。
- 地域の子育て支援センターや保育所（園）、児童館などでは、子育て情報の提供、講座の開催、子育てに悩みを抱える保護者からの相談等に応じるなど、様々な子育て支援事業を行っています。
- 子育て情報に関して、市では子育てガイドブックを発行しているほか、ホームページ（ママフレ等）やメール（子育てアップメール）により、子育てに関する情報提供を行っています。
- 平成25年度実施のアンケート調査では、子育てに関する情報の入手先として「家族・知人・友人」が9割近くと最も高く、次いで「幼稚園、保育所（園）、学校、児童館、放課後児童クラブ（学童保育所）」が5割半ばとなっており、身近な場所で子育て中の親子が交流し、相互に情報交換や相談が行える場のさらなる拡充が求められます。
- 子育て中の親子が交流することを支援し、子どもの健全育成を図るため、子育て自主グループへの支援を行っていますが、今後さらに、子育て支援に関するボランティア、ボランティアコーディネーターの育成を推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### （1）各種子育て支援サービスの充実

- 乳幼児や小学生等の預かりの援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する人との連絡及び調整を行うファミリー・サポート・センター事業を充実します。
- シルバー人材センターと連携し、高齢者による育児支援や学習・生活指導等の支援を充実させるとともに、事業についての周知を図ります。
- 未就園児の受け入れ、親子登園など幼稚園における子育て支援事業を充実させるとともに、事業についての周知を図ります。

#### 主な取組・事業

- ★ファミリー・サポート・センター事業 《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆シルバー人材センターにおける子育て支援
- ☆幼稚園における子育て支援

## (2) 子育て相談・情報提供の充実

- 子育てに関する情報を収集・整理し、提供できるよう「子育て支援総合窓口」の充実を図ります。
- 子育てに対して不安を持つ保護者に対し、家庭児童相談室、発達支援相談センター、市立保育所、東・西保健センターで実施している電話育児相談、児童館での相談を充実します。
- 子育てに関する様々な情報を掲載した「子育てガイドブック」、インターネット等を利用した子育てや子どもの健康に関する情報提供を充実します。
- 乳幼児（主に0～3歳）の保護者に対し、地域子育て支援拠点で実施している子育てに関する情報の提供及び相談・援助を充実させます。
- 保育課の窓口に保育コンシェルジュを設置し、保育サービスについての相談・情報提供を行います。

### 主な取組・事業

- ☆子育て支援総合窓口の充実
- ☆家庭児童相談室の充実
- ☆子育て相談
- ☆子育てガイドブックの発行
- ☆インターネットによる情報提供の充実
- ★地域子育て支援拠点事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆保育コンシェルジュによる保育サービスの相談・情報提供

## (3) 子育て中の親子がつどい・交流できる場の提供

- 子育て中の親子がつどい、遊びなどを通じて楽しみながら交流できる場として、子育て支援事業を実施します。
- 子育てサロン等の親子が交流できる場を提供し、子育ての不安感、負担感を軽減できるよう、関係機関との連携を図っていきます。
- 子育て中の親子が交流することを支援し、子どもの健全育成を図るため、子育て自主グループの連合体へ支援を行います。

### 主な取組・事業

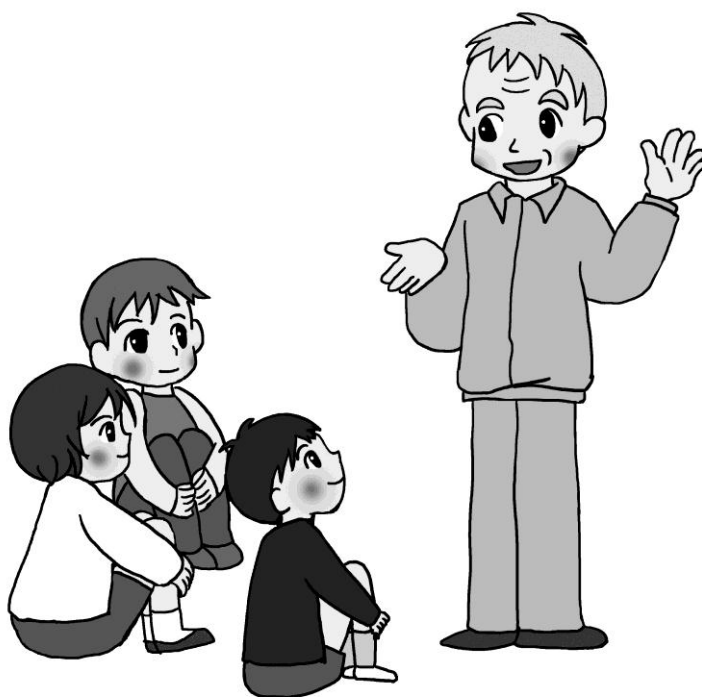
- ☆子育て広場事業（児童館アップीलンド、児童館こどもの城）
- ☆親子による交流・自然体験学習
- ☆子育てサロン
- ☆子育てサークル等の支援

#### (4) 地域における子育て支援体制の充実

- 子育て支援センターや地域子育て支援拠点等のネットワークの整備及び強化を進め、地域子育て支援拠点等連絡会を通して、研修や情報交換を充実します。
- 上尾市社会福祉協議会と連携し、子育て支援に関するボランティア、ボランティアコーディネーターの育成を推進します。
- 主任児童委員や家庭児童相談員をはじめとする関係機関が連携して、虐待予防を含めた子育て支援に取り組めるよう支援を図ります。
- 家庭環境に恵まれない子どもに温かい理解と愛情豊かな家庭を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする里親制度の普及、啓発に努めます。

#### 主な取組・事業

- ☆地域組織との連携
- ☆子育てボランティアの確保・育成
- ☆母子愛育班活動
- ☆母子保健推進員活動
- ☆里親制度の普及・啓発事業の推進



## 基本目標 2 子どもの笑顔を育む環境づくり

### 1 子どもの心身の健康づくり

#### 【現状と課題】

- 外遊びや運動の機会が減少し、食環境が大きく変化する中で、子どもの運動不足や体力低下、生活習慣病の若年化などの問題が生じています。
- 平成 25 年度実施のアンケート調査では、就学児童の放課後の過ごし方は「自宅」が8割近く、次いで「習い事」が約7割で、「公民館・公園など」については3割と低くなっています。
- 小・中学校において「食」に関する指導は、年々充実してきており、子どもたちの「食」に対する知識は確実に向上しています。多様な食生活の中から、子どもたちが食材を知り、食べ物を選ぶ力を身に付けられるように、学校・家庭・地域が連携しながら食育を推進していく必要があります。
- 市では「子どもの読書活動支援センター」を平成 24 年7月に開設しており、家庭・地域・学校への情報提供とともに、読書活動の一層の推進を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 運動・スポーツの機会の拡充

- 児童館等で、スポーツ活動への参加の機会を提供し、心身の健康づくりを進めます。
- 運動部活動等の学校におけるスポーツ環境を充実するとともに、地域のスポーツ活動の充実を図ります。

#### 主な取組・事業

- ☆子どもの体力向上地域連携事業の実施

##### (2) 小・中学校での食育の推進

- 小・中学校が連携して「食」に関する指導を展開するとともに、学校ファーム等を活用し、食べ物への感謝の気持ちや食の知識を深めるために家庭・地域と連携して推進します。

#### 主な取組・事業

- ☆「食」に関する学習機会の充実（小・中学校給食、食育講座）
- ☆学校ファーム等での農業体験活動
- ☆地産地消の推進
- ☆米飯給食の充実

### (3) 読書活動の推進

- 年間を通して、すべての子どもがあらゆる機会と多くの場所において読書活動が行われるよう読書推進の取組を行います。特に「子ども読書の日（4月23日）」「教育の日（11月1日）」「読書週間（10月27日～11月9日）」において重点的に読書活動の推進に取り組みます。
- ボランティアの研修をはじめ、活動の場を提供しながら、一層の読書活動の推進を図ります。
- 読書パスポートを発行し、市内の小学生を対象に配布するとともに、あわせてボランティアの協力を得ながら、読み聞かせ会やおはなし会を開催します。また、小学生以下の子どもには絵入りの図書館利用カードを発行し、子どもの読書活動の推進を図ります。
- アップスマイル学校図書館支援員を小・中学校に配置し、充実を図ります。

#### 主な取組・事業

- ☆子ども読書活動推進事業の充実
- ☆学校図書館の充実



## 2 子どもの居場所・体験機会の提供

### 【現状と課題】

- 放課後の子どもの居場所として、学童保育へのニーズが高まる傾向にありますが、市では保護者が仕事で昼間家庭にいない小学生や障害のある小学生を放課後児童クラブ（学童保育所）で受け入れています。
- 子どもたちが気軽につどい、安心して遊ぶことのできる場所として、平成12年5月にJR高崎線東側に「児童館アップーランド」、平成18年10月にJR高崎線西側に「児童館こどもの城」を開館しました。
- 児童館では、子どもたちが楽しみながら体験・学習できるように、幼児や小学生向けの各種講座の実施や、子どもに健全な遊びの指導を行う指導者（講師）を配置しています。今後も、身近な子どもの居場所として、利用しやすい児童館運営を図っていく必要があります。
- 子どもたちに多様な体験学習の機会を提供するため、上尾丸山公園の環境や自然学習館の施設を活用し、自然保護や環境教育を行っているほか、学校に地域の方々を外部指導者、グロスティチャーとして招へいし、専門的な知識や技能、貴重な体験等、地域の方々に学ぶ学習を実施しています。
- 各公民館では、学校休業日に対応した事業を展開しています。主に物づくりを体験し、世代間交流を図るとともに、感性や想像力を高めるなど、地域において子どもたちの成長を支援しています。
- 市と地域の大学や他市町が連携しての「子ども大学あげお・いな・おけがわ」や、市と近隣大学が連携し、より高度で専門的な学習内容の「あげお子ども大学」を実施し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するとともに、地域で子どもを育てる仕組みを作っています。
- ボランティア・福祉教育の一環として、市立保育所16か所で市内の中・高校生の社会体験学習の受入れを行っています。今後は、生徒たちが進んで社会に奉仕したり、ボランティア活動・福祉体験に参加できるような機会についても充実していく必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 放課後児童対策の充実

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図ります。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）における障害のある児童の受入体制の充実を図ります。

#### 主な取組・事業

- ★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ☆放課後児童クラブ（学童保育所）指導員の研修促進
- ☆放課後児童クラブ（学童保育所）における障害児受け入れ推進事業

### (2) 子どもの居場所・遊び場の充実

- 児童館において、年齢に応じた事業を実施するなど、各講座（事業）内容の充実に努めます。遊びの指導ができる指導者やボランティアの確保を推進します。
- 中・高校生に児童館の音楽室等を開放し、中・高校生の居場所づくりに努めます。

#### 主な取組・事業

- ☆子ども向け講座の開催
- ☆児童館における遊びの指導者、ボランティアの確保
- ☆中・高校生の居場所づくり



### (3) 多様な体験活動の場の提供

- 地域の自然環境を活用した自然保護や環境教育の体験学習、市立保育所での中・高校生の乳幼児とのふれあい体験などの多様な体験活動の提供に努めます。
- 地域の方々を外部指導者、ゲストティーチャーとして招へいし、専門的な知識や技能、貴重な体験等、地域の方々に学ぶ学習を通して地域交流を推進します。
- 各公民館等において、学校休業日に子どもの体験活動を充実します。
- 大学等と連携し、子どもの見聞を広め、知識の向上や知的好奇心を刺激する機会の提供に努めます。

#### 主な取組・事業

- ☆自然学習館管理運営事業の推進
- ☆中・高校生の乳幼児ふれあい体験
- ☆地域交流の推進
- ☆子ども大学あげお・いな・おけがわ

### (4) ボランティア・福祉教育の推進

- 地域の人々とのつながりを一層強めるボランティア・福祉教育を推進します。
- 社会福祉施設等との連携を図ったボランティア・福祉教育を推進します。
- 中学生が地域の中で、福祉体験、社会体験活動を通じて、多くの人々とふれあい、学校で得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく生きる力を育てます。

#### 主な取組・事業

- ☆ボランティア活動
- ☆福祉教育
- ☆中学生社会体験チャレンジ事業



### 3 学校・家庭・地域の連携の推進

#### 【現状と課題】

- 地域のつながりの希薄化や家庭の教育力の低下が指摘されているなかで、地域全体で子どもの育ちを見守り、生きる力を育んでいくことが求められています。
- 市では、子どもの健やかな成長を目的として、主に小・中学校に通う子どもの保護者を対象に、市PTA 連合会との共催で家庭教育をテーマとした講演会を実施しています。また、家庭教育に関する講座等を実施する幼稚園保護者会の支援や、市PTA 連合会に啓発事業を委託しています。公民館においても、家庭教育に関する事業を毎年実施しています。
- 小学校から中学校にかけては、いじめ・不登校も増加する傾向にありますが、市ではスクールカウンセラーを全中学校に配置し、教職員・保護者への指導助言や子どもの心の相談にあたっています。
- 平成26年4月には子ども・若者相談センターが設置され、不登校やひきこもり等について、臨床発達心理士が相談にあたっています。
- 少年愛護センターでは、家庭における子どもの養育、学校生活等に関連する保護者の心配や児童問題の解決を図るため、電話及び面接の相談に応じているほか、青少年に関わる学校・家庭での問題、交友関係、非行などの悩みごとの相談に応じています。
- 地域では、市内小・中・高等学校及び市PTA 連合会、上尾警察署、区長会連合会等の関係機関で生徒指導推進協議会を構成し、青少年健全育成地域の集いや街頭補導の実施など広域的・総合的な取組を行っています。
- 平成25年度実施のアンケート調査の結果では、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに、子育てに関する悩みとして「子どもの教育」の割合が最も高く、引き続き学校・家庭・地域が連携した取組を進めていく必要があります。
- 各地区会議と青少年育成団体で構成された上尾市青少年育成連合会では、「地域の子どもは地域で育てる」という基本理念のもとに、学校・家庭・地域が一体となって、「あいさつ運動」や「環境浄化活動」、「青少年健全育成推進大会」など様々な活動に取り組んでおり、青少年の健全育成活動に大きな役割を担っています。

#### 【施策の方向】

##### (1) 地域ぐるみでの家庭教育の推進

- 高齢者を対象とした講座の中で、高齢者と地域の小・中学生との交流を図ります。
- 子どもが健やかに成長できるよう地域ぐるみの子育て支援の実現に向けて幼稚園・学校・家庭・地域と連携し、家庭教育推進事業に取り組んでいきます。

#### 主な取組・事業

- ☆高齢者と子どもたちとの交流
- ☆家庭教育推進事業

## (2) 各種子ども相談事業の充実

- スクールカウンセラーによる子どもの心の相談、教職員・保護者への指導助言を充実します。
- 家庭児童相談員における電話、面接による相談と、関係機関との連携による支援を充実します。
- 少年愛護センターでの相談事業について、広報誌などを活用して周知を図ります。
- 子ども・若者相談センターでの子ども・若者に関する相談について、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

### 主な取組・事業

- ☆スクールカウンセラーの活用
- ☆家庭児童相談員相談事業
- ☆青少年相談事業
- ☆臨床発達心理士相談事業

## (3) 不登校・非行の未然防止

- 学校と地域との連携による広域的・総合的な生徒指導の取組を推進します。
- 少年補導委員を中心に、関係機関や団体、地域との連携により、非行の未然防止に取り組みます。
- 十代の性の問題に対応するため、性に関する健全な意識の育成と合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対する相談体制を充実します。

### 主な取組・事業

- ☆生徒指導推進協議会の推進
- ☆街頭補導活動事業

## (4) 開かれた学校づくり・学校安全の推進

- 地域の実情に応じた学校選択制の導入や、学校評議員制度の活用等により、地域・家庭と学校との連携、協力を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めます。
- 子どもたちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

### 主な取組・事業

- ☆学校・家庭・地域・関係機関の連携推進
- ☆学校安全の推進
- ☆学校評議員制度運営事業
- ☆元気な学校をつくる地域連携推進事業

## 基本目標 3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援

### 1 障害のある子どもへの支援の充実

#### 【現状と課題】

- 増加傾向にある発達障害などの障害のある子どもに対しては、上尾市児童発達支援センターつくし学園での保育・療育をはじめ、市立保育所での障害児保育や、専門職による障害児等巡回指導を行っています。
- 今後も障害のある子ども一人ひとりについて、関係機関と連携し、必要な支援を行っていくとともに、障害のある子どもの地域生活を支援する取組の充実に努めていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 障害のある子どもの保育・療育の充実

- 市立保育所での障害児保育、専門職による障害児等巡回指導に取り組みます。
- 発達支援相談センターでは、つくし学園での保育・療育及び地域支援として、相談支援・保育所等訪問支援事業に取り組みます。
- 発達に不安や課題のある乳幼児を対象にした親子教室の充実を図ります。
- 言葉や運動の発達に不安や課題のある乳幼児を対象に、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士が相談・訓練指導を実施します。また、理学訓練が必要な小・中学生を対象に理学療法士が相談・訓練指導を実施します。
- 障害のある子どもの個性や可能性を尊重し、子どもと家庭への支援を関係機関と連携し取り組んでいきます。
- 幼稚園における特別支援教育の充実と障害のある子どもや特別に配慮を要する子どもの入園促進を図るために、幼稚園に対して支援を行います。
- 特別支援教育では、特別な教育的支援を要する子どもの一人ひとりのニーズに応え、個性や可能性を尊重し、自分らしく取り組めるよう支援するために、研修会等を通じた理解促進、意識啓発を行っていきます。

#### 主な取組・事業

- ☆障害児保育事業
- ☆上尾市児童発達支援センターつくし学園における保育・療育
- ☆地域支援としての相談支援・保育所等訪問支援事業
- ☆親子教室の充実
- ☆発達訓練・相談事業
- ☆特別支援教育

## (2) 障害のある子どもの地域生活への支援

- 子どもが、身近な地域で一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を受けるために、事業所の増加及び制度活用の周知、タイムケア事業の検討をします。
- 日常生活の能力の向上を図るために補装具の交付・修理、在宅の障害のある子どもに日常生活用具の給付を行います。
- 障害のある子どもを一時的に介護したり、外出の付き添いをしたり、療育的支援をするなど、本人や家族の必要としている介護サービスを柔軟に提供します。
- 就学前の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
- 小学校から中学、高校までの学校に通う障害のある子どもを対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
- 障害のある子どもたちに対し、放課後等の居場所や療育の場として障害児学童保育を推進します。

### 主な取組・事業

- ☆自立支援給付事業
- ☆補装具費支給制度
- ☆障害者等日常生活用具給付事業
- ☆障害児生活サポート事業
- ☆児童発達支援事業
- ☆放課後等デイサービス事業
- ☆障害児学童保育事業への補助
- ☆移動支援事業



## 2 児童虐待・DV等への対応

### 【現状と課題】

- 子育て家庭の孤立化等の原因で、児童虐待やDVが全国的に増加しています。
- 市では、児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努めるため、上尾市子ども支援ネットワーク構成機関による、各種会議及び児童カンファレンス、あげお市政出前講座での講演等を実施しています。今後も児童相談所、保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員等の関係機関と協力し、虐待の予防、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていく必要があります。また、DVなど配偶者や恋人から暴力を受けた被害者への相談対応や支援についても充実していく必要があります。
- 市ではまた、すべての子どもの健全な育成と権利の尊重に向け、「上尾市人権保育基本方針」に基づく子どもの人権を尊重した保育、「上尾市人権教育推進プラン」に基づく一人ひとりを大切にする教育を推進しています。
- 今後はさらに、子どもの権利条約や子どもの権利擁護について、地域の理解を深める取組を進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1) 児童虐待防止の推進

- 発生予防、早期発見・早期対応だけでなく、虐待を受けた子どもの保護・自立支援、家庭への支援など総合的な児童虐待防止対策を実施します。
- 上尾市子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の構成機関との連携を図り、情報を共有し児童相談に対応しています。緊急、要保護性のある場合には、児童相談所に通告して対応します。

#### 主な取組・事業

- ☆総合的な児童虐待防止対策の実施
- ☆児童相談体制の充実

## (2) DV・女性相談の充実

○関係機関と連携し、女性を対象とした専門のカウンセラーによる子育てやDVを含む相談の充実及びDV被害者への支援強化を図ります。

### 主な取組・事業

☆DV相談

☆女性のための相談

## (3) 子どもの権利擁護の推進

○人権教育に関する研修会を継続して実施し、子ども一人ひとりの権利擁護を推進するため人権保育、人権教育を充実します。また、人権作文、人権標語の作成を通して、子どもの人権意識の高揚を図ります。

### 主な取組・事業

☆人権保育の推進

☆人権教育の推進



## 基本目標4 子育てを応援する環境づくり

### 1 仕事と子育ての調和の推進

#### 【現状と課題】

- ゆとりを持って子育てを行うためには、仕事と生活のバランスがとれるよう「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を進めていくことが重要です。
- 平成25年度実施のアンケート調査では、子育てと仕事を両立するために職場で必要なこととして、「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」、「出産・育児などのため会社を辞めた女性を再雇用する制度（再雇用制度）」、「男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を広めていくこと」の割合が高くなっています。
- 仕事と子育ての両立支援は、女性の働き方のみでなく、男性の働き方の見直しがより重要であり、すべての人が仕事と家庭に生きがいをもてるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。
- 市では、男女共同参画推進センターの事業として、男女共同参画社会に関する講座を実施して意識啓発に努めていますが、引き続き、男女が共同して子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進する必要があります。

#### 【施策の方向】

##### （1）多様な働き方の見直しに係る啓発

- 市内の企業や市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるよう普及啓発に努めます。
- 男性の育児参加の社会的気運を高めることを目的として国が実施しているイクメンプロジェクトについて普及啓発を行います。

#### 主な取組・事業

- ☆ワーク・ライフ・バランスの働きかけ
- ☆イクメンプロジェクトの普及啓発

##### （2）男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画社会に関する各種講座の実施や、意識啓発のための情報紙の発行等を通じて意識啓発に努めます。

#### 主な取組・事業

- ☆男女共同参画推進センターでの各種講座の実施
- ☆男女共同参画情報紙「デュエット」の発行

### (3) 子育てを応援する企業の啓発

- 仕事と育児・介護の両立支援等に取り組む企業や、子育てを応援する企業に関する情報提供や啓発活動を行います。
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主の行動計画策定について、啓発を行います。

#### 主な取組・事業

☆子育てを応援する企業についての情報提供

### (4) 就労支援と再就職のための支援

- 結婚・出産・育児などを理由に離職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、情報提供や相談事業を実施します。

#### 主な取組・事業

☆就労支援と再就職のための情報提供





## 2 安全で子育てしやすい生活環境の整備

### 【現状と課題】

- 都市化や地域社会の希薄化の中で、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発し、学校における安全管理体制の整備や防犯教育の充実、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備などが求められています。
- 市では、不審者対策として関係機関（児童相談所、警察、桶川市・伊奈町教育委員会）と連携して情報の共有・協議などを進めています。また、PTA本部や各学校が、地域内の協力者に依頼して市内約1,700か所に「子ども110番の家」を設置しているほか、小学校の下校時間帯に、自主防犯ボランティアなどによる防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保に努めています。
- そのほか、地域やPTAなどから推薦された少年補導委員が「愛のひと声」を合言葉に街頭補導活動を定期的実施し、非行の未然防止に取り組んでいます。
- 子どもの交通事故防止に向け、市内各小学校、幼稚園等へ出向き、歩行に必要なルールやマナーの指導、自転車の点検方法や乗り方について指導を実施しています。また、道路反射鏡、道路照明灯の設置や区画線標示等の交通安全施設を整備し、交通事故防止を図っています。
- 地域で安心して子どもが遊べ、子育てができる環境づくり、子どもの非行防止に向け、関係機関や地域が連携して見守り、活動に取り組む体制づくりを引き続き推進していく必要があります。

### 【施策の方向】

#### （1）安全な地域環境の整備

- 子どもや子ども連れの親等が安全・安心して通行することができるよう、信号機や横断歩道の設置などを関係機関に要望します。
- 大規模災害等の発生に備え、子どもを含めた避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進します。

#### 主な取組・事業

- ☆交通安全施設の整備
- ☆避難行動要支援者の支援

## (2) 交通安全教育の推進

- 市内各小学校、幼稚園等へ出向き、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方などの交通安全教育を充実します。

### 主な取組・事業

- ☆交通安全教育

## (3) 子どもの安全・防犯対策の推進

- 小学校の下校時間帯に防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保に努めるとともに、自主防犯ボランティアの支援に努めます。
- 子どもが不審者から逃げ込む場所として、地域内の協力者に依頼し「子ども110番の家」の設置と普及啓発を進めます。
- 不審者情報、青少年の健全育成等に係るネットワークによる情報連携の一層の充実を図ります。

### 主な取組・事業

- ☆学校防犯パトロール
- ☆「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置

## (4) 住環境の整備とユニバーサルデザインの推進

- 上尾市都市計画マスタープラン等との連携を図りつつ、子育てに配慮した住環境の整備を推進していきます。
- 子どもが安心して遊ぶことができる身近な公園を整備します。公園施設は、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を図り、幼児、高齢者、障害者を含めて誰もが安心、快適に利用できる公園づくりを推進します。

### 主な取組・事業

- ☆子育てに配慮した住環境の整備
- ☆街区公園整備
- ☆都市公園管理運営

### 3 子育て家庭への経済的支援

#### 【現状と課題】

- 安心して子育てをしていくためには、経済的な安定が不可欠です。近年の経済・雇用情勢の悪化の中で、経済的格差が問題となり、中でもひとり親家庭の多くが生活面や経済面で不安を抱えています。
- 市では、ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給、障害のある子どもや家庭への支援を実施していますが、地域で自立した生活ができるよう支援を充実していく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 経済的支援の充実

- 中学校卒業までの子どもを養育する人に対して、児童手当やこども医療費を支給し、制度の周知を図ります。
- 就学援助制度について、学校などの関係機関と連携し、広報媒体を活用しながら、制度の周知徹底を図り、経済的理由により就学が困難と認められる多くの小・中学生の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。

#### 主な取組・事業

- ☆児童手当支給事業
- ☆こども医療費支給事業
- ☆就学援助制度

## (2) ひとり親家庭等への支援

- ひとり親家庭の自立を促進するため、経済的基盤の確立に向けた支援及び相談指導体制の充実を図ります。また、手当支給制度等の支援の周知を図ります。
- 母子・父子相談を実施するとともに、自立に必要な情報提供及び指導を行う母子・父子自立支援員の配置について取り組んでいきます。

### 主な取組・事業

- ☆児童扶養手当支給事業
- ☆ひとり親家庭等医療費支給事業
- ☆ひとり親家庭児童等への学童保育所保育料の補助
- ☆ひとり親家庭の自立支援のための助成事業（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給）
- ☆相談支援体制の充実
- ☆交通遺児手当支給事業

## (3) 障害のある子ども及び家庭への支援

- 心身に障害を持つ 20 歳未満の子どもを養育している人への特別児童扶養手当支給、20 歳未満の心身に障害のある人への障害児福祉手当支給、心身に重度の障害を持つ子どもへの重度心身障害者医療費支給、18 歳未満で身体に障害がある子どもへの育成医療給付を行います。

### 主な取組・事業

- ☆特別児童扶養手当支給事業
- ☆障害児福祉手当支給事業
- ☆重度心身障害者医療費支給事業
- ☆育成医療給付事業